

2. 特別対応受験者（障がい者）の受験に係る措置

障がいのある者が受験を希望する場合には、中央協会（委託業者）において、当該受験希望者の障がいの状態、必要となる特別対応の内容等の情報を把握し、特別対応の必要があると判断した場合には、速やかに、該当する都道府県協会等へ連絡します。

当該都道府県協会等においては、可能な限り、特別対応の受け入れ体制を整え、受験の受け入れに努めてください。

なお、特別対応の受験者が使用する試験問題等については、障がいの種類及び程度により必要に応じて、中央協会が別に作成するものを使用してください。

<特別対応の例>

特別対応の内容については、当該受験者の障がいの種類及び程度、試験会場の条件等により異なり、予め統一的に示すことが難しいことから、下表の内容を標準的な取扱いとし、これにより難しい場合には、中央協会及び都道府県協会等において別途協議のうえ決定することとします。

区 分	視覚障がい者	聴覚障がい者	肢体不自由者
試験問題	・問題用紙の拡大。 (A4版→A3版)		
解答用紙	・チェック式解答用紙。		・チェック式解答用紙。
採点方法	・地方試験監督員又はその補助者が受験者の確認の下、チェック式解答用紙に記入された解答をマークシートへ転記し、その後通常の採点を行う。		・地方試験監督員又はその補助者が受験者の確認の下、チェック式解答用紙に記入された解答をマークシート用紙へ転記し、その後通常の採点を行う。
その他	・拡大鏡、卓上照明器具の持参使用可。 ・可能な限り別室を準備。 ・試験時間の延長（最大30分程度）	・試験に関する説明事項を書面に記載したものを準備 ・可能な限り別室を準備。	・車椅子、杖、文鎮等の持参使用可。 ・可能な限り1階で洋式トイレに近接する試験室を準備。 ・可能な限り別室を準備。 ・試験時間の延長（最大30分程度）

<注意>

- (1) 「チェック式解答用紙」とは、マークシートに代えて、正解とする記号等をチェックすることにより解答するもので、障がいの程度に応じて中央協会が作成します。
- (2) 必要な器材は、原則として受験者本人が用意するものとします。
- (3) 特別対応受験者（障がい者）用の試験問題及び解答用紙は、中央協会が作成します。